

指定及び介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

医療法人社団 日翔会
介護老人保健施設 おしどり荘

介護老人保健施設おしどり荘重要事項説明書

(2025年5月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 おしどり荘
開設年月日	平成7年4月1日
所在地	鳥取県日野郡日野町根雨909番地1
電話番号	0859(72)0410
FAX番号	0859(72)1784
施設長	小勝負 知明
介護保険指定番号	介護老人保健施設(3151680125番)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの短期入所療養介護を提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時支援も行いますので安心して退所いただけます。

この目的に添って当施設では以下のような運営方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用下さい。

【介護老人保健施設おしどり荘運営方針】

基本方針 「地域に開かれた明るいイメージの施設運営」

- ① 明るく快適な施設作りを進める。
- ② 利用者の自立を支援ADL（日常生活動作）向上に積極的に取り組み入所者の家庭復帰を図る。
- ③ 地域との連携を深め在宅高齢者及びその家族に介護保険や高齢者地域福祉サービスの啓発に努める。

2. サービス内容

- ① 施設入所サービスの計画立案・実施
- ② 指定及び介護予防短期入所療養介護サービスの計画立案・実施
- ③ 指定及び介護予防通所リハビリテーションの計画立案・実施
- ④ 基本時間外施設利用サービス
(何らかの理由によりご家族の迎えが居宅介護サービス計画に定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑤ 食事
- ⑥ 入浴
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護(退所時の支援も行います。)
- ⑨ 機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 行政手続き代行
- ⑫ その他

3. 施設の職員体制

職 名	常勤	非常勤	夜間	職 名	常勤	非常勤	夜間
施設長	1			管理栄養士	3	1	
医師	1	1		栄養士	2		
薬剤師		1		調理師（員）	4	1	
作業療法士	3			事務職員	5		
理学療法士	3			介護支援専門員	2		
言語聴覚士	1			支援相談員	3		
看護職員	4	8	4				
介護職員	30	1		合計	62	13	4

入所定員 70名

通所定員 30名

療養室 1人室 ⇒ 7室

3人室 ⇒ 1室

4人室 ⇒ 15室

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医院に協力いただき利用者が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

◎協力医療機関

名称 日野病院

住所 日野郡日野町野田332番地

電話 0859(72)0351

◎協力歯科医院

名称 岡歯科医院

住所 日野郡日野町根雨448番地

電話 0859(77)0114

◇緊急時の連絡先

緊急時の連絡先は、「同意書」に記入された連絡先に連絡いたします。

5. 非常災害対策

○防災設備 スプリンクラー、消火器、非常通報装置等設置しております。

○防災訓練 年2回以上訓練を実施しておりますのでご協力ください。

6. 禁止事項

当施設では、多くの人に安心して療養生活を送っていただくために利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情の相談

当施設では、相談業務の専門員として支援相談員が勤務していますのでお気軽にご相談ください。

電話 0859(72)0410

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたします。又、事務所窓口に備えられた「ご意見箱」を利用いただき管理者に直接お申し出頂く事もできます。

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、鳥取県国民健康保険連合会等でも受け付けています。

日野町役場健康福祉課 0859-72-0334

介護老人保健施設 おしどり荘

指定及び介護予防通所リハビリテーション
重要事項説明書

制定日：2014/04/01

改訂日：2025/05/01

8. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- ② 虐待防止に関する担当者の設置
- ③ その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

9. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. その他

◎当施設では、広報誌「おしどりの風」を期間で発行しております。その記事の中に利用者を対象にしたレクリエーション行事などの写真を掲載することがありますがご了解ください。

尚、特に掲載を希望されない方はお申し出下さい。配慮いたします。

◎当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。

指定及び介護予防通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

説明を行うにあたり利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションの概要

通所リハビリテーションは、要介護者及び要支援者の家庭での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るために提供されます。このサービスを提供するに当っては、利用者に関わる医師及び作業療法士その他専ら通所リハビリテーションに携わる職員の協議によって通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者、扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容については同意をいただくようになります。

利用料金のご案内

●指定通所リハビリテーション利用料

【基本料金】 (1日につき)

単位 (円)

要介護度	要介護 1			要介護 2			要介護 3		
負担割合	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
1時間以上 2時間未満	369	738	1,107	398	796	1,194	429	858	1,287
2時間以上 3時間未満	383	766	1,149	439	878	1,317	489	878	1,467
3時間以上 4時間未満	486	972	1,458	565	1,130	1,695	643	1,286	1,929
4時間以上 5時間未満	553	1,106	1,659	642	1,284	1,926	730	1,460	2,190
5時間以上 6時間未満	622	1,244	1,866	738	1,476	2,214	852	1,704	2,556
6時間以上 7時間未満	715	1,430	2,145	850	1,700	2,550	981	1,962	2,943
7時間以上 8時間未満	762	1,524	2,286	903	1,806	2,709	1,046	2,092	3,138

要介護度	要介護 4			要介護 5		
負担割合	1割	2割	3割	1割	2割	3割
1時間以上 2時間未満	458	916	1,374	491	982	1,473
2時間以上 3時間未満	555	1,110	1,665	612	1,224	1,836
3時間以上 4時間未満	743	1,486	2,229	842	1,684	2,526
4時間以上 5時間未満	844	1,688	2,532	957	1,914	2,871
5時間以上 6時間未満	987	1,974	2,961	1,120	2,240	3,360
6時間以上 7時間未満	1,137	2,274	3,411	1,290	2,580	3,870
7時間以上 8時間未満	1,215	2,430	3,645	1,379	2,758	4,137

介護老人保健施設 おしどり荘

指定及び介護予防通所リハビリテーション
重要事項説明書

制定日：2014/04/01

改訂日：2025/05/01

【加算料金】

単位（円）

項目／負担割合	1 割	2 割	3 割	内容
入浴介助加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ） 40/日 （Ⅱ） 60/日	（Ⅰ） 80/日 （Ⅱ） 120/日	（Ⅰ） 120/日 （Ⅱ） 180/日	入浴介助を行う場合 ※（Ⅱ）の算定については、利用者の居宅を訪問し行った動作・浴室環境の評価をもとに、リハビリ職員が個別の入浴計画を作成し、居宅の入浴状況に近い環境で入浴介助を行った場合
サービス提供体制Ⅰ	22/日	44/日	66/日	介護職員総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上配置の場合
リハビリテーション提供体制加算	12/日	24/日	36/日	3時間以上4時間未満利用の場合
	16/日	32/日	48/日	4時間以上5時間未満利用の場合
	20/日	40/日	60/日	5時間以上6時間未満利用の場合
	24/日	48/日	72/日	6時間以上7時間未満利用の場合
	28/日	56/日	84/日	7時間以上ご利用の場合
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	6ヶ月まで 593/月 6ヶ月を超え 273/月	6ヶ月まで 1,186/日 6ヶ月を超え 546/月	6ヶ月まで 1,779/日 6ヶ月を超え 819/月	医師が指示のもと理学療法士等がリハビリテーションを行った場合 定期的にリハビリテーション会議を開催し、利用者の情報等を構成員と共有した場合
短期集中リハビリテーション実施加算	110/日	220/日	330/日	退院（所）日又は認定日から起算して3か月以内の期間に1週につき概ね2日以上、1日あたり40分以上リハビリテーションを行った場合
中重度者ケア体制加算	20/日	40/日	60/日	要介護3・4・5の方を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合
重度療養管理加算	100/日	200/日	300/日	要介護3・4・5の方で、頻回の喀痰吸引、褥瘡の治療、経腸栄養、身体障害者程度等級4級以上のストマの処置を行った場合
口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ） 150/回 （Ⅱ） 160/回	（Ⅰ） 300/回 （Ⅱ） 320/回	（Ⅰ） 450/回 （Ⅱ） 480/回	口腔機能の向上を目的として口腔清掃の指導や実施、摂食、嚥下機能に関する訓練の指導、実施をした場合（月2回を限度）
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	（Ⅰ） 40/月	（Ⅰ） 80/月	（Ⅰ） 120/月	入所者の基本情報を厚生労働省に提出し、必要に応じサービス提供を適切かつ有効に提供するための情報を活用するための体制を整えている場合
若年性認知症利用者受入加算	60/日	120/日	180/日	若年性認知症の方が利用になる場合
栄養改善加算	200/月	400/月	600/月	低栄養状態にある高齢者または低栄養状態のおそれのある高齢者に栄養状態を評価する加算。
退院時共同指導加算	600/回	1,200/回	1,800/回	通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行ったことを評価する加算です。
介護職員等処遇改善加算	1ヶ月にかかる総単位数の8.6%			

※9時間を超える利用の場合、利用1時間毎にプラス50単位となります。

●介護予防通所リハビリテーション利用料

【基本料金】（1ヶ月につき）

単位（円）

要支援 1			要支援 2		
1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
2,268	4,536	6,804	4,228	8,456	12,684

【加算料金】（1ヶ月につき）

単位（円）

項目／負担割合	1 割	2 割	3 割	内 容
サービス提供体制強化加算Ⅰ（要支援 1）	88	176	264	介護職員総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上配置の場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ（要支援 2）	176	352	528	介護職員総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上配置の場合
一体的サービス提供加算	480	960	1440	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施している場合
口腔機能向上加算	150	300	450	口腔機能の向上を目的として口腔清掃の指導や実施、摂食、嚥下機能に関する訓練の指導、実施をした場合
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	（Ⅰ） 40/月	（Ⅰ） 80/月	（Ⅰ） 120/月	入所者の基本情報を厚生労働省に提出し、必要に応じサービス提供を適切かつ有効に提供するための情報を活用するための体制を整えている場合
栄養改善加算	200/月	400/月	600/月	低栄養状態にある高齢者または低栄養状態のおそれのある高齢者に栄養状態を評価する加算。
介護職員等処遇改善加算	1ヶ月にかかる総単位数の8.6%			

【その他の費用】

単位（円）

項 目	金 額	内 容
食事代	900／1食	食材費、調理費

- ※ 理美容代につきましては、業者の設定された金額となるため、内容により異なります。
（散髪代 2,500円～）
- ※ キャンセルについて
お客様のご都合により利用予定日の当日に休まれる際には準備の都合上前日の17時30分までにご連絡ください。前日までにご連絡なく当日休まれるとご連絡いただいた場合は食費をご負担いただきます。
- ※ 支払方法
毎月15日頃、前月分の請求書を発行いたしますので、その月末迄にお支払ください。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ※ 利用料について口座振替ができなかった場合、振替手数料はご負担をいただきます。
手数料 ・郵便局 10円
・銀行 55円
・J A 22円
- 領収書は確定申告の資料になります大切に保管ください。
お支払い方法は、銀行引落とし、銀行振込の方法があります。ご相談ください。